送られてきたら内容の確認を

新保険証を送付し します

問	
Ñ	
買わ	
ť	

国保0054484 後期0054446

保健医療課国保室 ☎53-2111 (内線2411~2413)

= .7 民健康保険

新保険証を世帯主に送付します

誤りがある場合は、ご連絡ください。 主宛てに郵送します。8月になっても 保険証が届かない場合や、記載事項に 8月1日回から使用する新しい保険 (ベージュ色)を、7月下旬に世帯

新 潟 県 国民健康保険 被保険者証

上:国民健康保険の新保険証(ベージュ色) :後期高齢者医療制度の新保険証(桃色)

口で手続きをしてください。 の上、7月9日惍までに保健医療課窓 変更届」の提出が必要です。本人確認 の送付を希望される場合は、「送付先 **書類(運転免許証など)と印鑑を持参** また、住所と別の場所に保険証など

月9日 金までにご連絡ください。 郵便での受け取りを希望する人も、 その他、 保健医療課窓口や簡易書留 7

険 氏 名

免効期日

後期高齢者医療被保険者証 有効期限 令和 4年 7月31日

広域 花子

平成 30年 平成 3 0 年

3 9 1 5 0 0 0 8 新潟県後期高齢者医療広域連合

4月 1日 4月 1日

4 月 1日

交付について 用・標準負担額減額認定証」 限度額適用認定証」 限度額適 മ

限度額までとなります。 の医療機関での窓口負担は自己負担 らかじめ認定証の交付を申請し、 定証を医療機関に提示すれば、 受けることができる認定証です。 人院や外来で自己負担額の軽減を 同 認 あ

年申請が必要です) 行ってください。(国保の場合は毎 用を受けたい人は8月中に申請を 証を発行します。8月に限度額の適 申請した月の1日から有効の認定

【70歳未満の人】

入院などの前に申請してください。

[70歳以上の人]

が交付されます。 度額適用・標準負担額減額認定証. 住民税非課税世帯の場合のみ「限

が交付されます。 未満」の場合、「限度額適用認定証 所得が「145万円以上690万円 また、現役並み所得者のうち課税



後期高齢者医 療制度

新保険証を送付します

せん) とに郵送します。(申請は必要ありま 8月1日回から使用する新しい保険 (桃色) を、7月下旬に被保険者ご

ご連絡ください。 合や、記載事項に誤りがある場合は、 8月になっても保険証が届かない場

絡ください。 希望する人は、 窓口や簡易書留郵便での受け取りを 7月9日
金までにご連

別に郵送します 用・標準負担額減額認定証」 限度額適用認定証」 「限度額法 適 は

保険証とは別に郵送します。 月1日から使用できる新しい認定証を 8月以降も交付対象となる人には、8 用認定証」(紫色)の交付を受けていて、 または現役並み所得世帯で「限度額適 標準負担額減額認定証」(薄緑色) 住民税非課税世帯で「限度額適用

いのないよう注意してください。 と同じ色ですので、 る際は交付年月日などを確認し、 新しい認定証は、 病院などに提示す 現在お持ちのもの